

芦 監 第 1 7 2 号  
令和 4 年 1 2 月 2 日

請 求 人 様

芦屋市監査委員 阿 部 清 司  
同 長 谷 基 弘

住民監査請求「政務活動費の返還」に係る監査の結果について

令和 4 年 10 月 5 日に受付した地方自治法第 242 条第 1 項の規定に  
基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第 5 項の規定に基づき、  
次のとおり通知します。

## 第 1 監査の請求

### 1 請求人

芦屋市民 1 名

### 2 請求年月日

住民監査請求「政務活動費の返還」に係る請求書は、令和 4 年 10 月 5 日に提出された。

### 3 請求の趣旨

#### ①福井利道議員について

- (1) 市政活動報告のコピーが添付されているが、紙の大きさ、紙質、印刷の色（単色、多色、フルカラーのいずれか）、印刷部数などの詳細な内容が一切示されていない。

（金額はすべて按分率 85%適用後）

ア 令和 3 年 6 月 20 日 広報費 261,800 円  
市政報告印刷代・配布代

イ 令和 3 年 11 月 10 日 広報費 261,800 円  
市政報告印刷代・配布代

- (2) 領収書を添付しているが、裏付けとなる証拠資料、内訳が何も示されていないため、何に使用されたかわからない。

（金額はすべて按分率 85%適用後）

ウ 令和 2 年 4 月 20 日 広報費 205,700 円  
広報業務委託料

エ 令和 2 年 9 月 21 日 広報費 205,700 円  
広報業務委託料

オ 令和 2 年 12 月 22 日 広報費 205,700 円  
広報業務委託料

上記について、不正と判断された場合は、政務活動費の返還を求める。

#### ②青山暁議員について

- (1) 令和 3 年 8 月 3 日 資料作成費 34,275 円

（金額は按分率 75%適用後）

資料作成費として撮影用カメラを購入しているが、カメラ撮

影は静止画、動画もスマートフォンで十分その役割を果たすことができるにもかかわらず、カメラを購入したことは大いに疑問であり、個人の趣味を満足させるための支出ではなかったか。

上記について、不正と判断された場合は、政務活動費の返還を求める。

また、購入時に得られた通販サイトのポイントについて、政務活動費の適当・不適当にかかわらず返還を求める。

- (2) 令和3年12月5日 資料作成費 29,850円

(金額は按分率75%適用後)

資料作成費としてタブレットを購入しているが、議員にはiPadが1人1台貸与されている。本当に議会活動の上で必要なものなのか。本人以外の利用も含め、私的利用の疑いが生じる。

上記について、不正と判断された場合は、政務活動費の返還を求める。

#### 4 事実を証する書面

- ・両議員の政務活動費領収書等貼付用紙

#### 5 請求の受理

- (1) 財務会計上の行為が終わった日から1年を経過したものの請求(3の①(2)ウ～オ)に関しては、地方自治法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」が請求人から示されず、その他特別な事情も認められなかったことから不適法により却下とした。

なお芦屋市では、毎年7月1日にホームページ上で政務活動費の領収書等を市民に公開しており、そこで新たに情報提供されたものについて監査対象としている。

- (2) それ以外の請求については地方自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、令和4年10月25日に受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

当該議員が、政務活動費の交付を受けて行った支出のうち、請

求人が不正・不当と主張する部分の支出が、政務活動費としての使途に合致しているか否か、その結果、芦屋市長が当該各議員に対して返還を求めるなどの措置を講ずるべきか否かを監査の対象とした。

## 2 監査対象部署

市議会事務局総務課及び総務部文書法制課を対象としたが、文書法制課については政務活動費の予算計上と支出を行っているだけであり、資料の提出や陳述の聴取を求める必要性は認められなかったため実施していない。

## 3 監査の実施方法

地方自治法第 242 条第 5 項の規定に基づく監査は、監査対象部署に対して書類の提出を求め、書類確認を行うとともに、関係職員からの事情聴取を行う方法で実施した。

また、地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づく関係人調査として、当該各議員に対して事情聴取等を実施した。

## 4 請求人の陳述

請求人に対し、地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 4 年 10 月 31 日に陳述を行う機会を与えた。請求人は、当該陳述において、請求の趣旨に係る補足説明を行った。

なお、陳述の要旨は次のとおりである。

### ①福井利道議員について

市政報告書について、請求書があまりにもざっくりとしている印象がある。明細に関しては大ざっぱである。こういうことは一般社会では通用しないものである。

### ②青山暁議員について

議員には iPad が 1 人 1 台貸与されている。2 台タブレットを持つことになると使いこなすのが難しいのではないか。本当に議員活動の上で必要なものなのか。

一眼レフカメラが議員活動で必要なのか。

通販サイトで購入しているが、通販サイトのポイントが付くと思われる。ポイントは議員個人が保有しているものなのか。

## 5 監査対象部署の陳述聴取

市議会事務局総務課職員に対し、地方自治法第 242 条第 8 項の規定に基づき、資料の提出を求めるとともに、令和 4 年 10 月 31 日に、監査の対象となったものについて陳述の聴取を行った。

なお、要旨は次のとおりである。

- (1) 芦屋市では、地方自治法第 100 条第 14 項に基づく条例を制定し、交付対象を会派及び会派に属しない議員に対して四半期の最初の月に当該四半期に属する月数分を交付する。
- (2) 会派に対する政務活動費は、各月 1 日における当該会派の所属議員の数に月額 70,000 円を乗じて得た額を交付する。
- (3) 会派に所属しない議員に対する政務活動費は、各月 1 日に在職する会派に所属しない議員に対して、月額 70,000 円を交付する。
- (4) 条例に基づく施行規則及び政務活動費マニュアルを作成しており、会派及び議員はマニュアルを利用し、政務活動費支出の際の判断基準として活用している。
- (5) 中間監査を毎年 10 月に実施している。金銭出納簿、領収書のほか、支出したことが分かる書類提出を求めて、中間監査の後返却している。総務課の認識としては、政務活動費に充てることができないと思われるケースはほとんど見たことがない。
- (6) 個人的使用がある場合、按分率を申告するが、会派ごとに率を決定し、会派内議員で統一している。率の決定について総務課は関与していない。

(福井利道議員について)

- (7) 提出された広報紙（市政報告）に関しては、議員より「原本」とのことで提出された。
- (8) マニュアルに規定されている支出がわかる添付資料は領収書等（支払額を証明できる書類）と記載されており、その意味では提出された資料について瑕疵があるという認識はない。

(青山暁議員について)

- (9) 他の議員も貸与品以外のタブレットを所有しているが、政務活動費で支出しているケースはない。ただしパソコン等の事務機器を政務活動費で購入することは想定されている。議員にはタブレットの利用が控室となっているが、それでいいですかと

口頭で確認した。「特に問題なし」との回答をもらった。

- (10) タブレット端末の通信費は充当できないとマニュアルに記載があるが、タブレット端末の機器本体については明記がない。
- (11) 通販サイトのポイントについては、マニュアルでクレジットカード等のポイントの取扱いについて、私的な使用は控えるよう記載しているが、返還までは求めている。

## 6 関係人の陳述聴取等

請求人より指摘をうけた各議員に対し、地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、令和 4 年 11 月 7 日に青山暁議員、同月 8 日に福井利道議員に陳述聴取を実施した。

なお、要旨は次のとおりである。

### ① 福井利道議員

- (1) 印刷部数は 25,000 部。配布エリアとして国道 2 号線より上と 6 月は新浜町、南浜町、大東町の一部、11 月は新浜町、南浜町の一部。ただ看板が立っている政党色のあるところや、マンションで「チラシお断り」のお宅には入れないようにお願いしている。枚数でいうと 22,000 枚を配布してもらって残りは自分が手渡ししたり、会議等で市外の人にも配布している。
- (2) 按分率については、顔写真の面積の関係で、ほかの会派の方はわからないが、会派の支給での政務活動費なので個人的な所が出てくるところは、会派としては按分して引くという理解。15%は私の名前と顔の部分。ルールではないが、皆さんそれをもとに何%かというのを考えてらっしゃるというのが私の周りでは多く、裏面と合わせると私自身の宣伝に当たらないところはその割合かなと思っており、大体 85%かなと認識している。
- (3) これは広報紙。裏面が白紙のものを提出していた。政務活動の報告では成果物の表面の方を出して、裏面は毎回同じなので今回政務活動費の時には必要ないだろうという判断になったのかなと思う。(裏面は地区別ごみ収集曜日及びごみステーションでの注意喚起等市民へのお知らせ) 本来はつけるべきだったと思う。

### ② 青山暁議員

- (1) カメラの使用目的は、すべてを広報のために使っているわけ

でなく、日々のいろんな調査をしている中で使用している。

市民から相談や調査の要請があった場合に現地に出向いて道や建物等の撮影を行い、その画像を市役所の管轄部署に提出し相談を行う。

具体例でいえば、狭い歩道に対して、自転車に乗ったままでの走行が禁止となっているところがあるが、その場所に対して自転車に乗ったままだと危ないので調査してほしいということがあった。その場所が2か所あったので、2か所の写真を撮影して、建築の方に相談に行ったときがある。

撮影枚数は明確に把握していないが、今までに約1,000枚程度。

スマートフォンのカメラ機能でも代用できると言われているが、使用しているスマートフォンは私物であり、できる限り、カメラを政務活動での撮影に利用している。

- (2) タブレットに関しては、主にワード、エクセルを使って資料を作成することが一番多い利用方法。貸与されているタブレットは事務局の管理の下にインストールできるアプリも制限されており、ワード、エクセルもインストールできない。基本的に鞆に入れて持ち歩いて控室や自宅で使用している。

### 第3 政務活動費に係る制度の概要

#### 1 制度の概要

芦屋市では、地方自治法の規定に基づき、芦屋市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則（以下「規則」という。）を制定し、次のとおり政務活動費の交付に関する必要な事項を定めている。

政務活動費は、市議会における会派及び会派に属しない議員に対して交付する。（条例第2条）

政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び住民その他の関係者の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動として、別表に定める

経費に充てることができるものとする。(条例第6条)

なお、条例第6条別表には政務活動に要する経費が、項目別にその内容と併せて定められている。

別表(第6条関係)一部抜粋

項目	内容
広報費	会派及び議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
資料作成費	会派及び議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費

政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び経理責任者並びに会派に所属しない議員は、規則で定める様式により、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、議長に提出しなければならない。(条例第8条第1項)

収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について毎年4月30日までに提出しなければならない。(同条第2項)

議長は、条例第8条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。(規則第7条)

議長は、条例第8条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。(条例第11条)

さらに芦屋市議会基本条例第21条において、会派及び議員は、芦屋市議会政務活動費の交付に関する条例に基づき交付される政務活動費を有効に活用し、政策立案、政策提言等のための調査研究を積極的に行うものとする。

同条例第21条第2項において、会派及び議員は、別に定める政務活動費の使途基準に従い、これを適正に執行し、使途の透明性の確保に努めるものとする。

以上のとおり定められている。

## 2 芦屋市議会政務活動費マニュアル

政務活動費に充てることができる経費については条例に定められているが、その運用の判断基準として芦屋市議会自ら政務活動



費マニュアル（以下「マニュアル」という。）を策定されている。

第7章において項目別指針を設け、条例別表（第6条関係）に定める項目ごとに、政務活動費に関する考え方が記載されている。

また第8章において費目別指針を設け、第7章の複数の項目に該当する費目を対象に、政務活動費の充当に関する考え方が記載されている。

以下、今回の対象とされた費目について列挙する。（一部抜粋）

(1) 広報費

ア 想定費目 印刷製本費、文書通信費、業務委託費等

イ 想定事例 ・ 広報紙の発行、広報紙の配布を委託する場合の経費等

ウ 支出を明らかにする書類（HP公開用）

原本提出	・ 領収書等（支払額を証明する書類） ・ 広報紙
写し提出	・ 業務委託成果物（HP画面写し等） ・ 配布資料等

エ 充当できない事例

・ 政党活動、後援会活動、選挙活動に要する経費

オ 広報費に関する費用の按分

・ 市民から見て政務活動でない、「選挙活動」や「後援会活動」等に伴う「宣伝活動」との疑念を持たれないように留意してください。

・ 従って、政務活動費以外の記事を掲載する場合には、その広報紙に関する全体費用から充当分を按分しなければなりません。

カ 広報紙に掲載する発行元情報

（会派名・議員名、住所、写真、プロフィール等）

・ 広報紙には発行元情報が必要ですが、その部分にも政務活動費を充当する場合は、その割合が大きいと、「宣伝目的」「選挙活動」との疑念を持たれます。

・ 会派名・議員名、住所、写真、プロフィール等の大きさについては、特に慎重に検討してください。

(2) 資料作成費

ア 想定費目 印刷製本費、その他（事務機器購入代等）

- イ 想定事例
  - ・資料作成に必要な印刷製本代
  - ・資料作成に必要な消耗品費
  - ・資料作成に必要とされる備品及び事務用品等の購入代
  - ・会派控室で主に使用されるパソコン本体・周辺機器の購入代

ウ 支出を明らかにする書類（HP公開用）

原本提出	・領収書等（支払額を証明できる書類）
------	--------------------

- エ 充当できない事例
  - ・政党活動、後援会活動、選挙活動の資料作成に要する経費
  - ・政務活動に直接必要としない備品等（冷蔵庫、掃除機等）の購入代
- オ 事務機器に係る経費
  - ・事務機器については、会派控室で使用するものに限り充当できます。
  - ・事務機器は政務活動以外にも利用可能であり、政務活動とその他の活動に明確に区別することが難しいことから会派または議員の責任において実態に応じ、合理的に説明できる比率を定め、按分して充当すること。

#### 第4 監査の結果

本件措置請求については、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

本件政務活動費の支出が明らかに不正・不当であるとは認められない。よって本件措置要求については理由がないと判断し棄却する。

以下、請求書、請求人陳述、関係機関及び関係人に対する陳述並びに提出資料、条例、マニュアル等により認定した事実及び判断について述べる。

##### 1 事実関係の確認

###### ①福井利道議員について

- (1) 今回のケースにおける広報費についての費目は、広報紙の印

刷製本費、広報紙配布のための業務委託料となる。

- (2) これらについての支出内容を明らかにする書類として市議会事務局に提出を求められているものは、原本は領収書等及び広報紙である。
- (3) 市議会事務局総務課より提出された書類を確認したところ領収書の原本は確認できた。広報紙は裏面が白紙になっており、本手続きにおいて議員から提出されたものと相違し原本性は確認できなかった。
- (4) 後日、議員より配布物単価、印刷部数、配布エリア等の確認できる資料の提出があった。

## ②青山暁議員について

- (1) パソコンやカメラ等の事務機器・備品を政務活動費で充当することについては、マニュアルにおいて想定されている。
- (2) 政務活動費以外にも利用可能であり、明確に区分することが難しいことから、会派または議員の責任において実態に応じ、合理的に説明できる比率を定め、按分して充当することを求めている。
- (3) 各種ポイントに関しては、マニュアルに記載されている「クレジットカード等のポイントの取扱いについて」という項目において、その取扱いが明記されている。

## 2 判断

### ①福井利道議員について

請求人が求めている実態調査に関して、後日提出された原本であるという広報誌から、紙の大きさ、紙質、印刷の色が確認でき、契約書等から配布枚数や単価等の実態が確認できた。さらに印刷会社からの証言も得ることができた。

マニュアルで提出が求められている原本の裏面を失念したことの落ち度はあるものの、それを持って不正・不当使用が認められるとは言い難く、政務活動費を充当することに不合理まではいえないと判断した。

### ②青山暁議員について

請求人が求めているカメラの必要性及び私物のスマートフォンを使ったカメラ機能の代替利用については、カメラの購入を政務

活動費で充当することが認められている以上、あくまで議員自らの判断に委ねざるを得ない。

タブレットについても、議員の陳述にあったように、貸与されているタブレットは、アプリのインストールが制限されており、資料作成のためにワード等が使用できるタブレットを購入し、政務活動費を充当したということは、パソコンを購入することが想定されていることから合理性が認められる。

また、政務活動以外の利用も想定し、按分率（75%）を適用し充当している。

以上のことより、政務活動費を充当したことについて不正・不当は認められないと判断した。

なお、通販サイトのポイントに関しては、マニュアルで記載されている「クレジットカード等のポイントの取扱いについて」によれば、私的な使用は控え、良識の範囲内で取扱うよう定めている。確かに、ポイントを将来私的に使用することも考えられないではないが、ポイントは現金ではないため、ポイント自体の返還を求めることは想定できない上、将来的にポイントは未使用のまま失効する可能性や、再度政務活動に使用する可能性を考えたとき、一般論として、発生したポイントの返還を求めなければ適正ではないとは評価すべきではない。

## 第5 監査委員の意見

監査の結果については以上のとおりであるが、この結果を踏まえ、次のとおり意見を述べることにする。

政務活動費の使途は、議員の自主性・自立的判断を尊重すべきであるものと同時に、使途の透明性も求められている。

請求人は、意見陳述の中で、芦屋市議全員が疑義を持たれることのないように襟を正してほしいと述べている。これが市民を代表する声であり、市民の意識は非常に厳しいものがあると感じ取れた。

今回の件を契機に、市民に誤解を与えることのないよう、今まで以上に努力すべきであると強く要望しておく。

現在マニュアルを改訂中とのことだが、政務活動費のより一層の透明性を確保することを念頭に、社会情勢の変化や時流に沿っ

たもの、できる限り考え方を明確に示したものを作成されることを期待している。